

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年5月16日（火）14:50～15:07
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

笠尾 卓朗 海上保安庁交通部航行安全課長

谷川 仁彦 海上保安庁総務部政務課企画官

上蘭 貴範 海上保安庁交通部航行安全課航行指導室専門官

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

福田 修 内閣府地方創生推進事務局

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 小型無人機（ドローン）の海上飛行等に係る実証実験の加速的推進
 - 3 閉会
-

○事務局 それでは、本日最後のコマになります。

国土交通省の海上保安庁に来ていただいております。「小型無人機（ドローン）の海上飛行等に係る実証実験の加速的推進」のところで、ドローンの海上飛行をするに当たって、事業者から、海上保安庁との調整というものも一つ必要になってくるという話がありました。そちらについてお話を伺いながら、議論をさせていただきたいと思います。

それでは八田座長、お願いいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくございまして、どうもありがとうございます。

それでは、早速、この点について御説明をお願いいたします。

○笠尾課長 海上保安庁でございます。

まず、最初にお話しさせていただきますと、海上保安庁は船舶交通を担当しておりますので、ドローンに関する規制というものは、そもそもございません。

今回、事業者の話で問題になっているとお伺いしているのは、ドローンではなく、ドローンを飛行実験で追尾する船舶があるということで、ドローンが空を飛んでいるときに、それを追尾する船があつて、それがかなり、船舶交通が激しいところを行き来したいというものですから、その関係で許可の必要があるのではないかという話をさせていただいているところでございます。

具体的には港則法という名前の法律がございまして、船舶交通が激しい港におきまして、そういった行事的なこと、こういった、ドローンを飛ばすためではなく、ドローンを飛ばすための船舶がいろいろ動く場合はほかの船舶交通に影響を与える可能性がありますので、許可をとってくださいという形になっております。

今回、実をいいますと、前回も同じことをやっているのですが、前は許可不要としております。それは、前は同じ千葉でも稲毛のほうでやっておりまして、稲毛は船舶がほとんどないものですから、これは要らないという形で通したのですが、今回は市川水路ということです。市川水路というのはこうなつていまして、周りが全部浅瀬なものですから、ここしか船が通れない。ここでドローンを飛ばしたいということで、船をいろいろ行き来したいという形になりますと、船舶交通が激しいところでそういったことをやるものですから、そこに関しては許可をくださいという話をしているということでございます。

ただ、同許可は、船舶交通の安全が確保できれば、基本的に許可はおろすという形になっておりまして、これまでも支障になったということは聞いたことがございませぬし、今回においても千葉保安部にも確認いたしました。やはり許可申請があれば許可をおろすと言っておりますので、問題はないと認識しております。

ただ、今後とも、私どもとしましては、ワンストップセンターというような話もちよつとありましたけれども、そういったこともございますので、いずれにしても海上保安庁の許可も今回は必要だったということがございますので、そういったことがあれば、さまざまな面で、手続の迅速化や情報提供などは、さらに今後ともやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

まず、今の点ですけれども、例えば先ほどの千葉のような交通が混雑しているところに関して、それにもかかわらず許可をするというのは、一定の時間帯とか、混み合っていないところを指定して許可するということですか。

○笠尾課長 そういうわけではございませぬ、そもそも、混み合っていなければ許可不要という形にしております。今回は混み合っているところだということなので、その船舶がちゃんと安全に通航しますよということを確認したい、そのための関係で許可を必要としているということでございます。

○八田座長 では、特に混んでいる時間を外すとかということではなくて、混んでいる時間であっても、きちんとそのことを認識してくださいということですね。

○笠尾課長 はい、そうです。この市川水域というのは過去3年で乗り上げが6件、衝突が1件という形で、それなりに事故が起きている海域でございますので、そこをちゃんと注意して船舶通航してくださいというお願いはしております。

○八田座長 分かりました。

それでは、本間先生。

○本間委員 個々の事例に応じて対応されているということだと思っておりますが、ドローンの海上での実験等々を含めて、これからいろいろな展開があると思うのですが、したがって、そのあたり、もう少し海上保安庁のほうにもコミットしていただいて、ドローンを飛ばす、あるいは活用するときに、海上においてはどのような船舶がどのような対応をしてくるのか、あるいは新しい展開として、いろいろなことを見込まれると思うのですが、そういう形で何かもう少しかかわっていただけるとありがたいなという気がするのですが。

○笠尾課長 そういう関係で申し上げますと、船舶交通の流れというのは海上保安庁しか知らないところがございますので、私のほうで海上交通はこう流れていて、この時間帯にはこの船が多く流れるとか、特に巨大船のような大きな船は慣性もあって、なかなか、舵がききにくく、一回行くと1キロ、2キロぐらいとまらないという性質がありますから、こういった性格などをきちんと御説明して、こういった危険性があるということを適時的確に、さらに御説明していくということは、しっかりやっていきたいと思っております。

○八田座長 基本的にはワンストップセンターに御協力いただいて、そういう事業者が分かりやすく運航できるように説明していただくということだと思います。それは非常にありがたいことだと思います。

今度、ちょっと、このことから離れまして、一般的に海上をドローンが飛行するということは、これからもいろいろあると思うのですが、例えば漁船が、あそこのあたりは漁業組合がないらしいのですが、そういう船の安全性ということも一般論としては注意すべきだと思うのです。これは、ここで実験するのはちゃんとパラシュートが開いて安全に着地するというようなことらしいのですが、本当ならそういうこともどこかでチェックして、これはこういうものだからいいのですよということが証明されて、後は楽になるというようなことになっているといいと思うのです。そういう漁船も含めた、追尾のほうではなくて上から落ちてくることに対する安全性の規制というのは何かないのでしょうか。

○笠尾課長 そういった点では今のところはちょっとそこが難しいなと思っております、海上保安庁がどうかできるかといいますと、もともと申し上げましたように、海上保安庁は船舶交通の話なので、上からとか空とか、そもそもドローンを想定している仕組みになっていない。だから、今回、そもそも規制がないという形で整理しているわけございまして、上から落ちてくるかというのは、なかなか、海上保安庁の世界で見て、すぐには答えが出せないなど。

○八田座長 ヘリコプターに対してはどうですか。ヘリコプターなどが海上を運航するときには何か、海上のほうからの規制はないのですか。

○笠尾課長 当然ありません。空を飛んでいる分には全然規制はありませんので。

○八田座長 例えばヘリコプターから物を落とすとか、そういうのはないのですか。

○笠尾課長 それはないと思います。

○八田座長 昔、飛行機から青い氷が落ちてくるということがよくありましたね。そのころはまだ生まれていらっしやらなかったかもしれませんが。要するに、昔のトイレのあれが冷やしてあって、それがいろいろ街の中に落ちてくるのです。そういうものは、本当ならどこかで規制しなければまずいですよね。

○谷川企画官 海上保安庁としましては、例えば最近でありますとミサイルなどがございますけれども、あらかじめ船舶交通などに影響がある落下物等があれば航行警報といった形で情報提供はしているのですけれども、上から何を落としたりいけないとか、あるいは、こういったふくそう海域以外にここを通ったりいけないとか、こういったような規制というのは現時点では一切しておりませんで、安全面の上から何か考えていきたいと思います。それから、それはそれでまたゼロベースで考えていくことは別として、現時点で何かそういうものに対して我々が、これをしてはいけないというようなことは特にございません。

全く別に環境問題のような話はあって、こういうものを海洋に捨ててはいけないとか、そういうことはありますけれども、これは安全とはまた別のものがございます。

○八田座長 それはそうですね。

そうすると、何か、うちのように割と規制緩和を中心にやっているところが言うのも変ですが、ある意味では、将来においてはそういう情報提供ですね、例えば近隣の船舶に対してドローンが飛びますよとか、そういうようなことはあり得るかもしれないということですね。

○谷川企画官 そうですね。

○八田座長 しかし、そのために新しい制度を作る必要があると。

○谷川企画官 新しい法制度というよりは、船舶交通に何か影響があるほどの落下物があるという場合。典型例を言いますとミサイルのようなものですが、そういったものがあれば、それは現行の制度に従って、船舶の安全に関する情報として警報等を出していくということでございます。

○八田座長 分かりました。

本間先生、いかがですか。

○本間委員 やはり将来的に、これまでと違った状況が生まれて、ドローンも精度は上がっているにしても、何が起こるか分からないという事態に備える。つまり船舶の航行の安全を確保する上でも、何か、これはどこと協議というか、どこと協働して当たるのか分からないのですけれども、そういう連携のようなことが必要になってくるのではないかという気はするのです。

○八田座長 今のことをちょっと補足すると、例えばある種の安全性を海上運航するときにも要求するよと。今は数が少ないからそんなことはしなくてもいいけれども、多くなっ

たときに、そういうことを要求する必要がある。今回実験している方のように、わざわざパラシュートをきちんとつけて、ソフトランディングするというような工夫をしますよね。そういう要請がなかったら、そういう注意をしないでやってしまう。だから、ある意味で、一種のインセンティブを与えるという意味はあるのではないかという気はします。今はその段階ではないのかもしれませんが、将来にわたっては、そういうことが必要になってくるのではないかという気がします。

○谷川企画官 今だと想像が膨らむだけで個人的な意見になってしまうものですから。そういうことについてはもちろん必要に応じて、我々としても積極的に御協力させていただきたいと思います。

○八田座長 はい。

では、事務局から。

○藤原審議官 事務局からは、先ほど解説をいただきましたけれども、千葉市で実際に事業をしようとしている方、並びに千葉市のほうから、実際の飛行実験の際の追尾する船舶のときの港則法上の問題があり、千葉の海上保安庁とも相談をされている中で、許可という話になっている。もちろん、今も大変前向きにお話しいただきましたので、円滑に行くことを期待してやまないわけですが、千葉の事業者の方、それから分野は違いますが自動走行のほうも含めてですが、このワンストップセンターにかかる期待が非常に高く、むしろそこに、役所のほうも積極的に出ていっていただいて、逆に事業者の方からすると、いろいろな役所なり関係の方々を、そうは言ってもいろいろ回らなくてはいけないというような話の中で、例えばそこで、一発で話が済むというようなこと、相談ないし申請許可という話だと思いますが、大変魅力的に映っております。事務局としては、可能であれば、逆に皆さんが前向きであれば、なおさらなのですが、関係者の一員として、こちらのほうにお名前をいただくと、ありがたいと思います。

○八田座長 ワンストップセンターに関してですね。追尾の船に関して。

○藤原審議官 事務的にそういうお名前をむしろお出しいただき、逆にこの飛行実験に対しても大変積極的であることを、保安庁としても出していただくとありがたいと思っています。

○笠尾課長 その点ですけれども、我々自身が逃げるつもりは毛頭ございませんし、ドローンということについては国家的な話ということで真剣に進めるということなのですが、海上保安庁を特出ししてやると、ちょっと何か、どうなのかなという感じがありません。海上保安庁はそもそも、先ほど申しましたように、ドローンそのものは全く規制するところではなくて、ドローンを追尾する船のお話をしているところの名前が代表として出てしまうというのが、何となく、どうなのかなという感じがちょっと否めないところがあるということです。

○八田座長 ワンストップセンターに関しては、ほかにはどういう役所が出るのですか。

○藤原審議官 具体的にはそれほど多くなくて、一種の漁業関係者なり、そういったとこ

ろがありまして、今は船舶関係者というところで、漁協の方とかそのあたりは入れているのですが、具体的な役所というのは。もちろん、航空局当局とかそういうものはあるわけですが、そのあたりを入れるかどうかという議論だと思います。

○八田座長 これは何か、形容詞のようなものを入れて、ドローンを追尾する船の安全を確保するためのとか、そういうことを入れるわけにはいかないのですか。

○藤原審議官 入れてよろしければ入れて書いていただくというのはあると思います。

○八田座長 要するに、ドローンそのものではなくて、ドローンを追尾する船の安全性を。

○谷川企画官 例えば関係行政機関との調整といったように広く書いていただく方法などは、私どもとして、いかがかなど。あるいは航空局はここにいないのですが、航空局を差し置いて海上保安庁で追尾する船舶というのも何かちょっと、私どもの率直な気持ちとして違和感がないわけでもないので、例えば国土交通省と書いていただくといったことを私どもの腹案として御提案させていただければと。

○八田座長 なるほど。

○藤原審議官 これは書き物の整理として、実は自動走行のところで御了解いただいたのですが、道路管理者と警察という、かなり特出しした形にさせていただいているのです。こちらのほうも少し。例えばですけれども、漁業を含む船舶関係者等や海上保安庁、あるいは国交省も入れてもいいですね。国交省の中なので、国交省等の幅広い関係機関とか。

○八田座長 国交省でいいでしょう。

○藤原審議官 では、国交省で。

○八田座長 国交省が一番いいのではないのでしょうか。

○藤原審議官 航空局もあるかもしれませんからね。

○八田座長 はい。

○藤原審議官 そこは省全体の話になるでしょうから、窓口の方とも相談して、むしろ皆さんからも、省の名前を出すことについて相談していただけますか。

○谷川企画官 持ち帰らせていただきます。

○八田座長 断言はできないけれども、その線でということですね。それはいい案かもしれませんね。

○藤原審議官 では、省の名前の方向で、調整をしていただいてもよろしいでしょうか。

○谷川企画官 はい。

○八田座長 旧運輸省系とか。

○谷川企画官 とりあえず持ち帰らせて頂きます。

○八田座長 では、そういうところで御検討いただきたいと思います。

本当に積極的に取り扱っていただいて、ありがとうございます。

○笠尾課長 どうもありがとうございました。

○藤原審議官 ありがとうございます。

○事務局 それでは、本日のワーキンググループは以上でございます。どうもありがとう

ございました。